



始良中央地区

第9号

平成16年2月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **福山町** を紹介します



写真は、左から「県指定文化財の夫婦イチョウ」と「福山町パークゴルフ場」です。

第16回協議会

「第7回新市名称検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告と、「介護保険事業の取扱い」、「児童福祉事業(児童福祉)(保育所)の取扱い」、「その他の福祉事業(人権)(養護老人ホーム)(老人医療)の取扱い」、「社会福祉協議会関係事業の取扱い」の協議及び「新市の名称」について提案説明がありました。

第17回協議会

「第11回議会議員の定数及び任期検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告と、「新市の名称」についての協議及び「農林水産関係事業(林業)(水産業)(耕地)の取扱い」、「商工・観光関係事業の取扱い」についての提案説明がありました。

第十六回・第十七回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第十六回協議会が一月十五日、第十七回協議会が一月二十九日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、八項目について協議され承認されました。

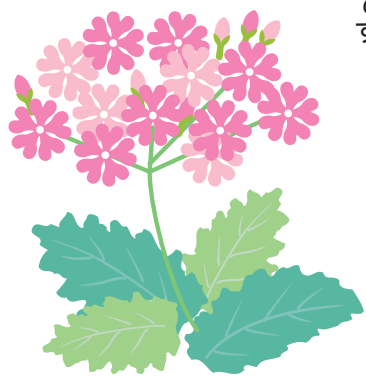
第十六回協議会

【報告された事項】

報告第十一号「四 新市名称検討委員会の協議の経過及び結果について」

新市名称検討小委員会においては、第六回の会議を開催し、新市名称候補の選定作業を終了したこと、第七回の会議において「町名・字名の取扱いについて」の要望事項を取りまとめたことの報告がありました。

なお、新市名称候補として選定された名称及び選定理由は、下表のとおりです。



な 名	選 定 理 由
きりしまし 霧 島 市	<ul style="list-style-type: none"> 霧島は日本で最初の国立公園指定の地域であり、美しい自然や温泉、天孫降臨の神話など全国的に観光地としての知名度が高い。 始良中央地区は、雄大な霧島連山のふところに抱かれ育まれた地域であり、新市名称としてイメージしやすい。 地域内外からの名称応募件数が最も多く、親しみやすい名称である。
みなみきゅうしゅうし 南 九 州 市	<ul style="list-style-type: none"> 始良中央地区は、南九州鹿児島県の中央に位置し、地理的にも未来都市として発展性をイメージさせる。 新生都市として国内外に広くアピールするために、ふさわしい名称である。 名称応募件数も2番目に多く、新鮮さがあり覚えやすく、地域の一体性を醸成しやすい。
きりしまし きりしま 市	<ul style="list-style-type: none"> 「霧島市」と同様の選定理由に加えて、漢字の「霧島」をひらがな表記することで、優しさや柔らかさを感じさせる。 難しい漢字よりも、ひらがなの表記の方が、誰でも書きやすく覚えやすい。 ひらがな表記で新しいイメージがあり、年代を超えて親しめる名称である。

【協議された事項】

協議第三十一号 介護保険事業の取扱いについて

新市における介護保険事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 介護保険事業計画については、次のとおりとする。
- (一) 第二期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第三期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会(運営委員会)

の設置に関することや、準備事務については合併までに調整すること

(二) 第三期介護保険事業計画については、平成十七年度に策定すること

二 介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱いは次のとおりとする。

- (一) 介護保険料は、第三期介護保険事業計画により平成十八年度に統一すること
- (二) 普通徴収の納期は、平成十七年度は各市町の現行納期とし、

平成十八年度に統一すること

(三) 災害減免は、その割合を合併までに調整すること

(四) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整すること

三 低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。

(一) 低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるためそれに連動すること

(二) 訪問介護利用者にかかる利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正(廃止)が想定されるためそれに連動する。新たな減免制度については、新市において調整すること

四 鹿児島県財政安定化基金拠出金、貸付金の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 財政安定化基金への拠出金については、新市に引き継ぐこと

(二) 財政安定化貸付金の償還金残額については、新市に引き継ぐこと

五 始良・伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

協議第三十二号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて

新市における児童福祉事業（児童福祉）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整すること
- 二 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整すること
- 三 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐこと
- 四 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐこと
- 五 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定すること
- 六 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐこと

協議第三十三号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて

新市における児童福祉事業（保育所）

の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。



協議会における、審議状況

- 一 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整すること
- 二 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること
- 三 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育（開所・閉所）時間等については、新市の勤務体系が決定される次第調整すること

四 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

- 五 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成十九年度をめぐりに統一を図る。減免制度については、合併までに調整すること
- 六 特別保育事業（延長保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整すること
- 七 特別保育事業（一時保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整すること
- 八 特別保育事業（乳児保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること
- 九 特別保育事業（保育所地域活動事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること
- 十 特別保育事業（休日保育事業）については、現行のとおり新市に引

き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

十一 特別保育事業（地域子育て支援センター事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

十二 特別保育事業（家庭支援推進保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整すること

協議第三十四号 その他の福祉事業【人権】の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業【人権】の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- ・ 人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整すること



協議第三十五号 その他の福祉事業
【養護老人ホーム】の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業
【養護老人ホーム】の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

・ 養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

協議第三十六号 その他の福祉事業

【老人医療】の取扱いについて

新市におけるその他の福祉事業
【老人医療】の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

・ レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐこと

協議第三十七号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて

新市における社会福祉協議会関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整すること

二 総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等につ

ては、合併までに調整すること

三 福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整すること

四 温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整すること

五 社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し合併までに調整すること

【提案された事項】……………

協議第六号一 新市の名称について
新市の名称選定について、次回の協



協議結果の協議委員会の検討及び定数及び議員の報告する原田委員長

議会議事の提案説明がありました。
・ 新市の名称は、「霧島市」、「南九州市」及び「きりしま市」のいずれかとする

第十七回協議会

【報告された事項】……………

報告第十四号一四 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会では第十一回の会議を開催し、協議の結果、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、重要な協定項目の一つであり、更に慎重に協議を進める必要があること。また、隼人町の住民投票、牧園町の町長選挙が行われることから、この二つの政治日程が終了後に引き続き協議することが確認されたこと。報告がありました。

【協議された事項】……………

協議第六号一 新市の名称について

新市の名称については、前回第十六回協議会において三点の名称候補が提案され、今回協議決定される見込みでありましたが、できるだけ全会一致で決まることが望ましく、慎重な審議を重ねるべきとの委員からの発言があり、引き続き次回協議することとなりました。

【提案された事項】……………

協議第四十号 農林水産関係事業(林業)の取扱いについて

新市における農林水産関係事業(林業)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整すること

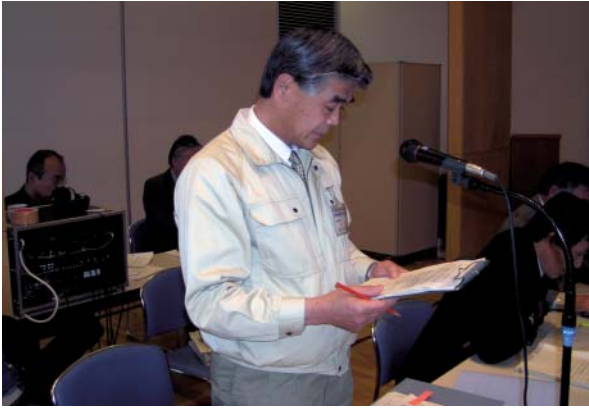
二 地域森林計画・市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例によること

三 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図ること

四 特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合すること

五 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。
なお、具体的協議項目の内容につ



提案説明を行う山下農林水産部会長(横川町)

では、別表一(六ページ)のとおりです。

**協議第四十一号 農林水産関係事業
(水産業)の取扱いについて**

新市における農林水産関係事業水産業)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
- 二 魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

**協議第四十二号 農林水産関係事業
(耕地)の取扱いについて**

新市における農林水産関係事業耕地)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

各種農林水産事務事業の取扱いについては、これまでの取組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。

- 一 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整すること
 - 二 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐこと
 - 三 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整すること
- なお、具体的協議項目の内容については、別表二(六ページ)のとおりです。

**協議第四十三号 商工・観光関係事業
の取扱いについて**

新市における商工・観光関係事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調



提案説明を行う坂元商工観光部会長(牧園町)

整すること

- 二 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。

- 三 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整すること

- 四 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討すること

五 観光協会への助成制度について

は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



協議第40号 農林水産関係事業(林業)の提案内容

別表1

	協議項目	提案された具体的な調整内容	国・県事業
1	森林整備地域活動支援交付金事業	森林整備地域活動支援交付金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
2	治山事業(小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む)	治山事業(小規模崩壊地復旧事業、県営等含む)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。負担割合については、合併までに調整する。	○
3	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業内容: 林道の開設及び整備を図り、山村地域の活性化や林業就労者の安住、生活環境の改善、山村と都市の交流促進のための施設整備等を行う事業)	○
4	間伐実施事業	間伐実施事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、負担割合については、合併までに調整する。	○
5	県単林道事業(開設・改良・舗装)	県単林道事業(開設・改良・舗装)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
6	ふるさと林道緊急整備事業	ふるさと林道緊急整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
7	林業振興団体事業補助	林業振興団体事業補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助率等については、合併までに調整する。	○
8	森林組合運営補助事業	森林組合運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助事業項目については、新市において速やかに調整する。	○
9	地域森林計画・市町村森林整備計画	地域森林計画・市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。	
10	自然公園・林業関係施設・保安林等	自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。	
11	特用林産物振興事業	特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。	
12	火入れ許可	火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整する。	

協議第42号 農林水産関係事業(耕地)の提案内容

別表2

	協議項目	提案された具体的な調整内容	国・県事業
1	中山間地域総合整備事業(団体営含む)	中山間地域総合整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。継続事業の分担金の負担割合は現行のとおりとする。新規事業の分担金の負担割合は、合併までに調整する。	○
2	県営シラス対策事業	県営シラス対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業内容: 農地侵食防止のための排水施設等の新設又は改修を行う事業)	○
3	土砂崩壊防止事業(団体営含む)	土砂崩壊防止事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
4	農地環境整備事業	農地環境整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	○
5	農村振興総合整備事業(団体営含む)	農村振興総合整備事業(団体営含む)は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	○
6	県営海岸環境整備事業	県営海岸環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
7	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免農道)	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(農免農道)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
8	用排水施設整備事業(団体営含む)	用排水施設整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。分担金の負担割合は合併までに調整する。	○
9	県営高潮対策事業	県営高潮対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
10	県営湛水防除事業	県営湛水防除事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
11	県営畑地帯農道網整備事業	県営畑地帯農道網整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○

12	県営過疎基幹農道整備事業	県営過疎基幹農道整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	○
13	水環境整備事業	水環境整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業内容:水路等の農業水利施設について、保全、管理、整備と一体的に親水空間の創出、景観の保全等に配慮した環境整備を行う事業)	○
14	田園自然環境保全整備事業	田園自然環境保全整備事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	○
15	農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)	農業用河川工作物応急対策事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	○
16	基盤整備促進事業	基盤整備促進事業は、計画のとおり新市に引き継ぐ。	○
17	里地棚田保全整備事業(団体営含む)	里地棚田保全整備事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
18	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は土地改良区と協議し合併までに調整する。	○
19	県単独農業農村整備事業	県単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	○
20	農地・農業用施設災害復旧事業	農地・農業用施設災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	○
21	単独災害復旧事業	単独災害復旧事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	
22	ふるさと農道緊急整備事業	ふるさと農道緊急整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○
23	単独農業農村整備事業	単独農業農村整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合は合併までに調整する。	
24	単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)	単独農業用施設維持管理事業(材料等補助を含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお公共性の高い修繕事業は、新市で行う。	
25	畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)	畑総事業等地元負担対策事業(団体営含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
26	農村振興基本計画等	農村振興基本計画等は、新市において策定する。策定までは旧市町の例による。	
27	運営補助事業(土地改良区)	運営補助事業(土地改良区)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整する。	
28	土地改良区の育成、助言に関すること	土地改良区の育成、助言に関することは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

【お詫びと訂正】

合併協議会だより第8号(平成16年1月発行)

第15回協議会の提案事項の記載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

	誤	正
協議第32号の1 (6ページ)	母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整すること</u>	母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>なお、補助金等については合併までに調整すること</u>
協議第32号の2 (6ページ)	ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>なお、補助金等については合併までに調整すること</u>	ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <u>所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整すること</u>

現在までに承認された協定項目(今月号から分割してお知らせします。)

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等				
1	合併の方式	合併の方式には「新設合併」と「編入合併」の二つの方式がありますが、1市6町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併(対等合併)」とすることとしました。				
2	合併の期日	合併の期日は平成17年2月を目標とし、協議会の協議の進捗や合併に向けた体制整備の状況及び国の制度、手続きの改正の状況などを見極めながら、具体的な期日の設定については今後定めることとしました。				
3	新市の名称	「霧島市」、「南九州市」及び「きりしま市」のいずれかにすることで協議中。				
4	新市の事務所の位置	<p>1. 新市の事務所(本庁)の位置は、当面は国分市中央三丁目45番1号(現国分市役所)に置き、新市において検討することとしました。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口重心、通勤・通学等の日常生活圏、交通事情、官公署との関係等について、住民の利便性を考慮する必要がある。 ・総合支所方式とした場合、管理部門と事務局部門を集結した本庁としての収容能力を備えた既存の庁舎である必要がある。 <p>など、総合的に勘案して国分市が最適である。</p> <p>2. 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場を全て総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とすること。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討することとしました。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき違和感がない。 ・新庁舎を建設せずに既存の庁舎の増改築程度で済む。 ・将来的には、住民サービスが低下しない行政コストの削減の実現を図る必要がある。 <p>3. 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討することとしました。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設には莫大な費用が掛かるため、財政状況等を考慮し、直ちに新庁舎を建設しないこととする。 ・合併までの新庁舎建設は、期間的に事実上不可能である。 <p>【総合支所方式とは】</p> <p>総務、企画、財政等の管理部門や議会等の事務局部門を除き、現在の市町の庁舎の行政機構をほぼそのまま残す方式。</p> <table border="1" data-bbox="630 1592 1394 1821"> <thead> <tr> <th>本 庁</th> <th>総合支所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理部門や事務局部門を集結した、全市の中核となる行政機能を有する。</td> <td>管理部門や事務局部門を除く、現在の役所の行政機能を有する。 (地域の事業や住民サービスを直接提供する機関)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「メリット」</p> <p>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき違和感がない。</p> <p>「デメリット」</p> <p>人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化があまり生かされない。新市の一体感が醸成されにくく、新市誕生の印象が薄い。</p>	本 庁	総合支所	管理部門や事務局部門を集結した、全市の中核となる行政機能を有する。	管理部門や事務局部門を除く、現在の役所の行政機能を有する。 (地域の事業や住民サービスを直接提供する機関)
本 庁	総合支所					
管理部門や事務局部門を集結した、全市の中核となる行政機能を有する。	管理部門や事務局部門を除く、現在の役所の行政機能を有する。 (地域の事業や住民サービスを直接提供する機関)					

5	財産の取扱い	1市6町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとなりました。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公有財産</td> <td>土地</td> <td>35,446,274㎡</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>730,602㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有価証券及び出資金等</td> <td>754,484,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基金</td> <td>18,351,434,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">債務</td> <td>地方債</td> <td>82,573,237,000円</td> </tr> <tr> <td>債務負担</td> <td>2,497,083,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">公共施設</td> <td>道路</td> <td>1,522,868m</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>642橋</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>1,779,815㎡</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>4,505戸</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>25園</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>34校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>13校</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>14箇所</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>体育館等</td> <td>18箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資産 (公営企業)</td> <td>資本</td> <td>19,156,328千円</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>475,529千円</td> </tr> </table>	公有財産	土地	35,446,274㎡	建物	730,602㎡	有価証券及び出資金等		754,484,000円	基金		18,351,434,000円	債務	地方債	82,573,237,000円	債務負担	2,497,083,000円	公共施設	道路	1,522,868m	橋梁	642橋	公園	1,779,815㎡	公営住宅	4,505戸	保育所	25園	小学校	34校	中学校	13校	高等学校	1校	公民館	14箇所	図書館	3箇所	体育館等	18箇所	資産 (公営企業)	資本	19,156,328千円	負債	475,529千円
		公有財産	土地		35,446,274㎡																																										
建物	730,602㎡																																														
有価証券及び出資金等		754,484,000円																																													
基金		18,351,434,000円																																													
債務	地方債	82,573,237,000円																																													
	債務負担	2,497,083,000円																																													
公共施設	道路	1,522,868m																																													
	橋梁	642橋																																													
	公園	1,779,815㎡																																													
	公営住宅	4,505戸																																													
	保育所	25園																																													
	小学校	34校																																													
	中学校	13校																																													
	高等学校	1校																																													
	公民館	14箇所																																													
	図書館	3箇所																																													
	体育館等	18箇所																																													
資産 (公営企業)	資本	19,156,328千円																																													
	負債	475,529千円																																													
6	新市まちづくり計画	原案は承認済み。その概要版は、既に全戸配布済み。																																													
10	地方税の取扱い	<p>1．個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により、平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により、平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとすることとしました。</p> <p>2．法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとすることとしました。</p> <p>3．固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については、1日から28日までとしました。</p> <p>4．軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとしました。</p> <p>5．たばこ税の税率については、現行のとおりとしました。</p> <p>6．特別土地保有税の税率については、現行のとおりとしました。</p> <p>7．入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとしました。</p> <p>8．都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整することとしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>個人市民税の均等割</td> <td>2,500円/年(標準税率)</td> </tr> <tr> <td>個人市民税の普通徴収納期</td> <td>6月、8月、10月、1月</td> </tr> <tr> <td>固定資産税の税率</td> <td>1.4%(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税の納期</td> <td>5月、7月、12月、2月</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税の税率</td> <td>国分市、霧島町、福山町の例による</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税の納期</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>たばこ税の取扱い</td> <td>現行のとおり</td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税の取扱い</td> <td>現行のとおり</td> </tr> <tr> <td>入湯税の取扱い</td> <td>牧園町の例による</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>現行のとおり</td> </tr> </table>	個人市民税の均等割	2,500円/年(標準税率)	個人市民税の普通徴収納期	6月、8月、10月、1月	固定資産税の税率	1.4%(現行のとおり)	固定資産税の納期	5月、7月、12月、2月	軽自動車税の税率	国分市、霧島町、福山町の例による	軽自動車税の納期	5月	たばこ税の取扱い	現行のとおり	特別土地保有税の取扱い	現行のとおり	入湯税の取扱い	牧園町の例による	都市計画税	現行のとおり																									
個人市民税の均等割	2,500円/年(標準税率)																																														
個人市民税の普通徴収納期	6月、8月、10月、1月																																														
固定資産税の税率	1.4%(現行のとおり)																																														
固定資産税の納期	5月、7月、12月、2月																																														
軽自動車税の税率	国分市、霧島町、福山町の例による																																														
軽自動車税の納期	5月																																														
たばこ税の取扱い	現行のとおり																																														
特別土地保有税の取扱い	現行のとおり																																														
入湯税の取扱い	牧園町の例による																																														
都市計画税	現行のとおり																																														

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成16年1月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第18回協議会	2 / 12 (木)	第19回協議会	2 / 26 (木)
	第20回協議会	3 / 11 (木)	第21回協議会	3 / 25 (木)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940